

奥州市事務用共通封筒広告掲載事業実施要領

1 趣旨

この要領は、奥州市で使用する広告を掲載した事務用共通封筒（以下「広告封筒」という。）の無償提供に関し、奥州市企業広告取扱要綱（平成18年奥州市告示第3号。以下「要綱」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

2 広告封筒の規格等

(1) 寸法

送付用封筒は、日本工業規格角形2号及び長形3号とする。

窓口用封筒は、日本工業規格A列4番及びA列5番対応の寸法とする。

(2) 紙質

厚さは、角形2号及び長形3号は85g/m²以上、A列4番対応封筒及びA列5番対応封筒は70g/m²以上とする。

(3) 紙色

市長と市で使用する広告封筒を無償で提供する者（以下「無償提供者」という。）が協議して決定する。

(4) 広告配置

市長と無償提供者が協議して決定する。

(5) 市章等印刷

市章、文字等を別紙のとおり印刷する。

(6) 刷色

表面の刷色は黒又はこれに準ずる色とし、裏面の刷色は指定しない。

3 使用期間、使用枚数等

(1) 使用期間

別紙仕様書のとおり。

(2) 使用枚数

別紙仕様書のとおり。

(3) 使用除外

封入する文書等に応じて、広告の内容等が適当でないと市が認めるときは、広告封筒を使用しない場合がある。

4 広告封筒の納入方法等

別紙仕様書のとおり。

5 無償提供者の要件

無償提供者は、法人及び個人事業主、公共的団体又はこれに類する者、その他市長が適当と認める者（以下「事業者」という。）を対象とし、個人を対象としない。また、次の各号のいずれかに該当する業種又は事業であるときは無償提供者として認めない。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)に規定する風俗営業に該当する業種及びこれに類似する業種
- (2) 貸金業法(昭和58年法律第32号)に規定する貸金業
- (3) ギャンブル(公営競技及び宝くじを除く。以下同じ。)に関する業種
- (4) 民事再生法(平成11年法律第225号)及び会社更生法(平成14年法律第154号)による再生・更生手続中の事業者
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)に規定する暴力団その他反社会的団体又はそれらに関連すると認めるに足りる相当の理由のある事業者
- (6) 市営建設工事等の指名停止等の措置を受けている事業者
- (7) 本市の市税を滞納している事業者
- (8) その他市長が適当でないと認める事業者

6 無償提供者の遵守事項

無償提供者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 市長の承諾を受けた広告封筒以外の封筒を納入しないこと。
- (2) 広告主に変更が生じるときは、予め市長の承認を得ること。
- (3) 広告の内容若しくはデザイン又は広告封筒の仕様に変更が生じるときは、予め市長の承認を得ること。
- (4) 市長から広告封筒の改善等を求められたときは、その指示に従うこと。
- (5) 広告封筒の納品後であっても、広告主が10の要件を満たさなくなった場合または、市長が広告主としてふさわしくないと認めた場合は、速やかに広告封筒を回収するとともに、代替の広告封筒を提供すること。この場合における費用については、無償提供者の負担とする。
- (6) 広告主又は広告の内容から問題が生じた場合は、速やかに広告封筒を回収するとともに、代替の広告封筒を提供すること。この場合における費用については、無償提供者の負担とする。
- (7) 第三者からの苦情等が発生したときは、その解決のための対策を講じること。
- (8) 無償提供者は、この要領の規定を遵守し、その内容を履行するものとする。

7 無償提供者の応募方法

広告封筒の無償提供を希望する事業者は、次に掲げる書類を期限までに提出すること。

なお、応募に係る様式は、本市ホームページからダウンロードすること。

(1) 提出書類

ア 奥州市事務用共通封筒広告掲載事業に係る無償提供者応募申請書（様式第1号）

イ 事業体制表（様式第2号）

ウ 法人登記簿謄本（全部事項証明書）（法人の場合）
法務局が発行するもので発効後3ヶ月以内のものに限る。

エ 住民票抄本の写し（個人事業主の場合）

オ 事業提案書（任意様式）

カ 封筒見本

(2) 提出期限

別紙仕様書のとおり。

(3) 提出方法

郵送又は持参すること。

(4) 提出先

〒023-8501 岩手県奥州市水沢大手町一丁目1番地
奥州市役所財務部財産運用課管財係（3階） 電話：0197-34-2113

8 無償提供者の決定

(1) 審査

要綱第5条に規定する奥州市企業広告審査委員会（以下「委員会」という。）において提出書類の内容等を審査する。

(2) 選定方法

別紙選定基準のとおり。

(3) 決定及び通知

市長は、委員会の審査結果を踏まえ、無償提供者を決定し、その結果を様式第3号又は様式第4号により応募した事業者へ通知する。

なお、応募した事業者が1者のみの場合であっても、委員会における審査結果によっては、その事業者を無償提供者としない場合がある。

9 無償提供者の決定後の手続

(1) 協定の締結

市長と無償提供者は、封筒の無償提供に係る協定を締結する。

(2) 広告主の募集

広告封筒に広告を掲載する者（以下「広告主」という。）の募集は、この要領の規定に基づき、無償提供者が行う。この場合において、無償提供者は市長が広告を募集しているかのような誤解を与えないように配慮しなければならない。

10 広告主の要件

広告主は市内に事業所を有する事業者とする。ただし、予定する広告枠に達しない場合のみ範囲を県内に事業所を有する事業者に拡大して参入させることが出来るものとする。また、次の各号のいずれかに該当する業種又は事業であるときは広告主として認めない。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)に規定する風俗営業に該当する業種及びこれに類似する業種
- (2) 貸金業法(昭和58年法律第32号)に規定する貸金業
- (3) ギャンブル(公営競技及び宝くじを除く。以下同じ。)に関する業種
- (4) 民事再生法(平成11年法律第225号)及び会社更生法(平成14年法律第154号)による再生・更生手続中の事業者
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)に規定する暴力団その他反社会的団体又はそれらに関連すると認めるに足りる相当の理由のある事業者
- (6) 市営建設工事等の指名停止等の措置を受けている事業者
- (7) 本市の市税を滞納している事業者
- (8) その他市長が適当でないと認める事業者

11 広告の規格等

(1) 掲載範囲

角形2号は縦245mm×横205mm、長形3号は縦165mm×横105mm、A列4番対応封筒は縦95mm×横182mm、A列5番対応封筒は縦75mm×横142mmの範囲で、角形2号及び長形3号は広告封筒の裏面、A列4番対応封筒及びA列5番対応封筒は広告封筒の両面とする。

- (2) 責任の所在を明らかにするために、広告主の事業者名並びに所在地及び連絡先を明示させるものとする。

12 掲載基準

要綱第3条の定めるところによる。

13 掲載することができない広告の内容及び表現

- (1) 商品の価格の表示があるもの
- (2) 人権侵害、名誉毀損又は各種差別的な表現をしているもの
- (3) 法律で禁止されている商品、無認可商品、粗悪品等の不適切な商品又はサービスを提供するもの
- (4) 他を誹謗、中傷又は排斥するもの及び他と比較して優良であると表現しているもの
- (5) 氏名、写真、談話、商標、著作物等を無断で使用したもの

- (6) 非科学的又は迷信に類するもので、迷わせたり、不安を与える恐れがあるもの
- (7) 誇大な表現をしているもの
- (8) 射幸心を著しく煽る表現をしているもの
- (9) 広告の目的や内容が不明確なもの
- (10) 根拠のない表示又は誤認を招くような表現をしているもの
- (11) 商品、材料及び機材の売付けや資金集めを目的としている疑いがあるもの
- (12) 容易さ及び安価さを強調する表現をしているもの
- (13) 国内世論が大きく分かれるもの
- (14) 市長が商品、企業等を推奨していると明らかに誤認させるもの
- (15) 市長の業務遂行に支障を及ぼすおそれのあるもの
- (16) 販売、募集等の期間の表示があるもの
- (17) その他市長が適当でないと認めるもの

14 広告主及び広告内容の承認

- (1) 無償提供者は、広告主及び広告内容を内定したときは、奥州市事務用共通封筒広告掲載事業に係る広告掲載承認申請書(様式第5号)に広告案及び広告主から提出のあった市税の納付状況調査同意書(様式第6号)を添えて市長に提出する。
- (2) 提出期限は別紙仕様書のとおりとする。
- (3) 委員会は、(1)に規定する書類に基づき、広告主及び広告内容を審査する。
- (4) 市長は、委員会の審査結果を踏まえ、広告主及び広告内容の承認の可否を決定するとともに、無償提供者に対して様式第7号により通知する。
- (5) (1)から(4)までの規定は、広告主を再募集した場合について準用する。